

①手当

「特別児童扶養手当」	
根拠法	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」
支給対象者	20歳未満の障害児の父もしくは母がその障害児を監護するとき、または父母以外の者が養育するとき
実施主体	国
支給制限	あり（①障害児、または養育者が日本国内に住所を有しないとき ②障害児が障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けるとき）

「障害児福祉手当」	
根拠法	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」
支給対象者	20歳未満の障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者
実施主体	都道府県知事、市長（特別区の区長を含む）、及び福祉事務所を管理する町村長
支給制限	あり（①障害児が障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき ②「児童福祉法」に規定する障害児入所施設等で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき）

②給付

給付の種類	実施主体	給付の内容
障害児入所給付費	都道府県	障害児の保護者に対し、入所支援に要した費用について障害児入所給付費を支給する
障害児通所給付費	市町村	通所給付決定を受けた障害児の保護者が、指定障害児通所支援事業者などからサービスを受けたときに障害児通所給付費を支給する
障害児相談支援給付費	市町村	障害児相談支援を受けた障害児の保護者に対し、要した費用について障害児相談支援給付費を支給する

③入所支援

福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

④通所支援

児童発達支援	児童発達支援センターなどの施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する	
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童につき、医療型児童発達支援センターなどの指定医療機関に通わせ、児童発達支援および治療を行うこと	
放課後等デイサービス	就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する	
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などを提供する。	
保育所等訪問支援	保育所などに通う障害児、また乳児院などに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する	
障害児相談支援 (障害児相談支援事業)	障害児支援利用援助	障害児支援利用計画を作成し、障害児と保護者を支援する
	継続障害児支援 利用援助	障害児支援利用計画を見直し、障害児と保護者を支援する
障害児福祉計画の作成	障害児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定する。	

⑤育成医療

根拠法	「障害者総合支援法」による自立支援医療のひとつ
対象者	障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者
支給の 目的	対象者の障害児が、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う
実施主体	市町村